

2021年1月4日

各位

株式会社 みちのく銀行

ローン各種取引規定改定のお知らせ

平素より、みちのく銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。  
今般、ローン各種取引規定を一部改定しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改訂対象規定

- ・<みちのく>無担保ローン取引規定
- ・<みちのく>M's STYLE 住宅ローン取引規定
- ・<みちのく>Web 無担保ローン取引規定
- ・<みちのく>Web フリーローン取引規定
- ・<みちのく>カードローン「トモカ」取引規定
- ・<みちのく>ATMカードローン取引規定
- ・<みちのく>Web カードローン「トモカ」取引規定

2. 改訂内容

項目	変更事項
金銭消費貸借契約約款	「債務者の死亡」を期限の利益喪失事由から削除
個人情報の取扱いに関する同意書	なし
保証委託約款	なし

※具体例は別紙、新旧対比表をご参照ください。

3. 改定日

2021年1月25日（月）

以上

新

旧対比表 <みちのく>無担保ローン取引規定 抜粋

第7条（期限の利益の喪失）

旧	新
<p>2. 借主について次の各号の事由が一つでも生じ、銀行が債権保全を必要とするに至った場合には、銀行からの請求によって、借主は銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。</p> <p>(1) 銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。</p> <p>(2) 担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。</p> <p>(3) 銀行との約定に違反したとき。</p> <p>(4) 第15条第1項によって借主が銀行に提出した書類に重大な虚偽の記載がされている場合、第15条第2項または第3項によって借主が銀行に報告した内容に重大な虚偽がある場合。</p> <p>(5) 借主の保証人について前項または本項の各号の事由が一つでも生じたとき。</p> <p>(6) 銀行が借主の死亡を知ったとき。</p> <p>(7) 前各号のほか、銀行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたときと客観的に認められるとき。</p>	<p>2. 借主について次の各号の事由が一つでも生じ、銀行が債権保全を必要とするに至った場合には、銀行からの請求によって、借主は銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。</p> <p>(1) 銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。</p> <p>(2) 担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。</p> <p>(3) 銀行との約定に違反したとき。</p> <p>(4) 第15条第1項によって借主が銀行に提出した書類に重大な虚偽の記載がされている場合、第15条第2項または第3項によって借主が銀行に報告した内容に重大な虚偽がある場合。</p> <p>(5) 借主の保証人について前項または本項の各号の事由が一つでも生じたとき。</p> <p><del>(6) 銀行が借主の死亡を知ったとき。</del> <b>削除</b></p> <p>(6) 前各号のほか、銀行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたときと客観的に認められるとき。</p>